

協働事業提案制度改正（案）

1 主な改正点

- (1) 小規模事業への補助金（スタートアップ事業）の新設
- (2) 市民提案型協働事業へ複数年補助の導入
- (3) 市民提案型協働事業の事業内容変更に伴う、補助金額変更の仕組みの導入
- (4) 行政提案型協働事業・アイデア提案の廃止

2 スタートアップ事業の概要

事業提案する市民団体等の減少に歯止めをかけるため、補助金上限額を5万円とした「スタートアップ事業」を新設し、新たな提案者の発掘・裾野の拡大を図る。

この事業は、市民団体等が提案した事業をスピーディに採択決定し、事業を実施していくことを想定しているため、市の担う協働の役割は補助金交付のみとする。

(1) 事業提案から実施の流れ

- ・事業提案から事業完了までのすべてを同一年度に実施
 - ➡事業の実施期間は、採択後～2月まで
- ・審査は書類審査（提案者の要件・対象及び対象外事業の要件の確認）のみ実施

手続内容	手続期間
提案書(=補助金の交付申請)の提出 ※随時	4～7月
書類審査 採択決定(=補助金の交付決定)	随時 ※最終は8月まで
事業の開始	採択決定(=補助金の交付決定)後
補助金実績報告書の提出	～2月
事業の概要や成果の公表	～3月

(2) 補助金

- ・1事業につき1回限りとし、5万円を上限額とする（補助率100%）
- ・採択決定（=交付決定）する事業数は、審査により予算の範囲内で決定する
- ・補助対象経費は、現行制度に同じ

3 市民提案型協働事業の改正概要

より提案しやすい制度へと整えることで、採択事業数の増加及び地域でまちづくり活動を担う市民団体等の拡大・育成を図る。

名称は、新設の「スタートアップ事業」に併せて、「ステップアップ事業」へと変更する。

スタートアップ事業として実施した事業については、ステップアップ事業でも提案ができるものとする。

(1) 複数年補助の導入

・1事業につき3回までとし、上限額は次のとおりとする。限度額内で、追加交付ができる。

1回目：20万円（補助率100%）

2回目：15万円（補助率100%）

3回目：10万円（補助率100%）

・補助対象経費は、現行制度に同じ

(2) 補助金額変更の仕組みの導入

・事業内容変更の承認された場合には、補助金額の変更申請も可能とする。

(3) 事業の実施期間

・採択年度の翌年度4月～2月までの単年度事業とする

(4) 補助金の予算

・制度全体の予算を確保する

・採択や交付決定する事業数は、審査により予算の範囲内で決定する

(5) 事業提案から実施の流れ

・事前相談の制度化

・提案書提出から採択決定までの期間短縮

・連続提案する事業に対する審査の簡略化

➡補助金実績報告をふまえた書類審査のみ実施

年度	月	新規事業	※連続提案する事業
初年度	～11月	事前相談	/
	12月	提案書の提出 書類審査	
	1月	プレゼンテーション審査	
	3月	採択決定	

年度	月	新規事業	※連続提案する事業
2年度	4月	補助金の交付申請 事業の開始	
	～2月	補助金実績報告書の提出	提案書の提出
	～3月	事業の概要や成果の公表	書類審査 採択決定
3年度	4月		補助金の交付申請（2回目） 事業の開始

※ 事業提案を連続して行わない場合は、新規事業の流れに同じ

(6) プレゼンテーションの審査項目の整理

事業の必要性	①公共的な課題の解決や地域の活性化などについて、現状を把握し、市民に必要とされる事業である
公益性及び市民サービスの向上	①成果が不特定多数の市民に波及する ②市民サービスの向上につながる
計画性・実現性	①計画が具体的で実現可能である ②予算が適切に積算されている ③実施までのスケジュールが適切である
協働の必要性	①提案者と市との役割分担が明確で、相互の特性を活かしている ②提案者と市が協働で取り組むことにより、質の高い市民サービスを提供することができる。
発展性	①地域課題の解決や地域の活性化の創出が期待できる
事業実施能力	①提案者には、事業実施のために必要な体制などがある ②事業の実施に対する熱意があると認められる

4 対象となる事業の改正

各事業における要件をすべて満たす事業とする。

スタートアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における公共的な課題の解決または地域の活性化が見込める事業であること ②不特定多数の市民の参加または利用の機会の提供、またはサービスの向上が見込める事業であること ③市内で実施される事業であること ④提案者が実施することが可能な事業であること
-----------	---

ステップアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ①地域における公共的な課題の解決または地域の活性化が見込める事業であること ②不特定多数の市民の参加または利用の機会の提供、またはサービスの向上が見込める事業であること ③市内で実施される事業であること ④市民と市の役割分担が明確であり、協働で実施することにより相乗効果を期待することができる事業であること ⑤提案者が実施することが可能な事業であること
-----------	--

5 対象とならない事業の改正 (スタートアップ事業・ステップアップ事業共通)

制度での事業完了後における資金面を考慮し、市以外の国や県、民間企業、クラウドファンディング等による幅広い資金調達を可能とするよう、対象外事業の要件を緩和する。

次の①～⑥のいずれかに該当する事業

- ①政治、宗教もしくは選挙活動を目的とする事業、または営利を主な目的とする事業
- ②特定の個人、または法人その他の団体のみが利益を受ける事業
- ③施設などの建設、または整備を目的とする事業
- ④既存の制度で対応できる事業
- ⑤法令または公序良俗に反し、または反するおそれのある事業
- ⑥富士見市が実施している助成制度がある事業

6 行政提案型協働事業・アイデア提案の廃止

行政提案型協働事業及びアイデア提案については、これまでの募集実績や事業化の実績をふまえ、廃止とする。